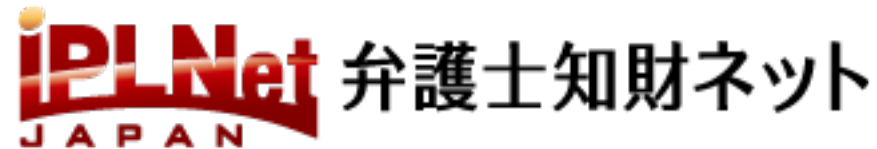


【公表予定】

資料7



弁護士知財ネット専務理事

弁護士 末吉 亙

# 最近の事例から見える 営業秘密の管理対策のポイント

@営業秘密官民フォーラム (2017.6.14)

# 20170323「企業における営業秘密管理 に関する実態調査」

前回（平成24年度）調査と比較／**大規模企業**  
→対策進捗（中途退職者による漏えい割合  
減）／**中小規模企業**→危機意識低留まり・対  
策余り進まず

社会動向変化で漏えい危機感高まり・・・「**ス  
マホ・タブレット**等の急速普及」「**データ  
利活用機会増**」「**クラウド**利用機会増」等

営業秘密漏えい検知活動・・・**大規模企業**7割  
以上実施／**中小規模企業**3割以下のみ

# 営業秘密の要件①

1. **秘密管理性**— 営業秘密保有企業の秘密管理意思が**秘密管理措置**によって従業員等に対して明確に示され、当該秘密管理意思に対する従業員等の認識可能性が確保される必要あり。具体的に必要な秘密管理措置の内容・程度は、企業の規模、業態、従業員の職務、情報の性質その他の事情の如何によって異なるものであり、企業における営業秘密の管理単位における従業員がそれを**一般的に、かつ容易に認識できる程度**のものである必要あり。（営業秘密管理指針4～5頁）

## 営業秘密の要件②

### 2. **有用性(事業活動に有用な情報)**であること

— 保有することにより経済活動の中で優位な地位を占めることができるような情報であること。なお、失敗に関する情報など潜在的な価値のある情報や、将来の事業に活用できる情報も含む。[\(営業秘密管理指針15頁\)](#)

### 3. **非公知性(公然と知られていないこと)**

— 既存の書物・学会発表等から容易に引き出せない情報であること。[\(営業秘密管理指針16頁\)](#)

# 営業秘密の要件③

【秘密管理措置】([営業秘密管理指針6～7頁](#))

**秘密管理措置**=「対象情報(営業秘密)の一般情報(営業秘密ではない情報)からの合理的区分」+「当該対象情報が営業秘密であることを明らかにする措置」

**合理的区分**…企業の秘密管理意思の対象(従業員の認識対象)を従業員に対して相当程度明確にする観点から、営業秘密が、情報の性質・選択された媒体・機密性の高低・情報量等に応じ、一般情報と合理的に区分されること。

**合理的区分に加えて必要となる秘密管理措置**…主として、媒体の選択や当該媒体への表示、当該媒体に接触する者の限定、ないし、営業秘密たる情報の種類・類型のリスト化など。

…**刑事事件も意識しよう！ ← 時間、証拠等**

# 最近の営業秘密刑事事件判決①

名古屋高判H28・12・12(懲役2年及び罰金150万円・懲役刑執行猶予4年)信用金庫の顧客2名分開示／従業員・・・高裁では情状立証成功(和解成立、反省等)

横浜地判H28・10・31(懲役1年執行猶予3年)勤務先会社が保有する自動車の商品企画に関連するデータファイル領得／従業員

東京地立川支部判H28・3・29(懲役3年6月及び罰金300万円)顧客情報を領得し、大容量ファイル送信サービスを利用して名簿業者に対し顧客情報を開示等(\*1)→高裁で、懲役2年6月に(\*2)／委託先

横浜地判H28・1・29(Y1懲役2年6月及び罰金100万円・Y2懲役2年及び罰金80万円・2人共懲役刑執行猶予4年)設計図書ファイルデータ開示／従業員・元従業員

# 最近の営業秘密刑事事件判決②

【前掲(\*1)東京地立川支部判H28・3・29】

「秘密として管理されている」といえるためには、①当該情報にアクセスできる者を制限するなど、**当該情報の秘密保持のために必要な合理的管理方法**がとられており、②当該情報にアクセスした者につき、それが管理されている秘密情報であると**客観的に認識することが可能である**ことを要する。もっとも、それを超えて、個人情報等の重要情報に関して議論されている、外部者による不正アクセス等の不正行為を念頭においた、可能な限り高度な対策を講じて情報の漏出を防止するといった**高度な情報セキュリティ水準まで要するもの**とはいえない。

## 最近の営業秘密刑事事件判決③

前掲(\*2)東京高判H29・3・22は懲役2年6月、罰金300万円(刑期を減じた)

➤執務室に私物のスマートフォンの持ち込みを禁じないなど**会社側の不備**があった

➤**秘密情報の管理が著しく不適切**で、対応の不備で被害が広がった

➤**会社側の落ち度**を踏まえずに懲役3年6月、罰金300万円とした一審判決は重すぎる



# (参考) 弁護士知財ネット担当コラム

- 営業秘密の特定及び特定の際の留意点ー口金ノズル事件／続・口金ノズル事件
- 営業秘密訴訟の被告の防御方法と被告にならないための予防対策
- 失敗事例から学ぶ営業秘密管理
- 刑事事件と民事事件における「営業秘密」の比較検討
- 米国における新たな営業秘密保護法“Defend Trade Secrets Act”
- 平成28年の営業秘密に関する裁判例を振り返る
- 秘密情報を守るための秘密保持契約実務
- 営業秘密要件としての「有用性」が否定された裁判例の紹介
- 御社の情報のうち、秘密にすべき情報は何か？
- 退職従業員による秘密漏洩を防止するために企業がとるべき方策